

第2次築上町男女共同参画推進基本計画(実施計画)実施状況報告書

☆報告書内の表示は次のとおりです。

- ①総務課
- ②人権課
- ③住民課
- ④福祉課
- ⑤企画振興課
- ⑥都市政策課
- ⑦学校教育課
- ⑧生涯学習課
- ⑨商工課
- ⑩産業課

第2次築上町男女共同参画推進基本計画(実施計画)実施状況報告書

基本目標・基本方針	事業内容等				平成30年度事業評価		
	施策の方向	具体的施策	基本計画に基づいた具体的事業		担当課	事業の取り組み状況	評価
			平成29年度	平成30年度			
基本目標 1 性別にかかわらず、お互いを尊重しあう社会の実現							
1. 性別にかかわらず、お互いを尊重しあうための意識づくり							
男女共同参画推進のための広報・啓発活動の充実	○広報誌、ホームページを活用した男女共同参画の意識啓発を行います。 ○関係団体との共同により講演会・講座を開催します。	○男女共同参画に関するセミナーや講演会等のお知らせをHP、広報誌等で行い、支所の啓発コーナーを有効利用する。 ○男女共同参画推進宣言10周年記念講演会を開催する。	②広報紙、ホームページ等で、セミナーや講演会のお知らせと参加した研修会の報告を行う。 ②男女共同参画に関する講座を開催する。 ②男女共同参画ネットが主催する講座等の支援を行う。	②人権課	②県や団体等が実施するセミナー、講演会を広報紙やHPでお知らせした。また、チラシを本庁、支所、人権センターに置き周知を行った。 ②個人情報保護に関する職員研修として、ストーリー・DV対策の研修を30歳以下の職員を対象に実施した（45名参加）。 ②男女共同参画ネットが主催する講座等の支援を行った。	②広報紙掲載や研修、講座の開催により、関心を持ってもらい、意識啓発に繋げていく必要がある。	
意識改革のための意識啓発	○家庭や地域、職場など、社会慣行等の是正を目指した意識啓発を行います。 ○男性の家庭や地域への参画を促す意識改革を働きかけます。 ○町職員の意識改革を進めます。	○積極的な啓発活動を行い研修会等への参加を推進する。 ○研修会、講演会に積極的な参加を推進する。 ○広報等で男性の家庭や地域への参画を促す。	①積極的な啓発活動を行い研修会等への参加を推進する。 ②広報での啓発や男女共同参画週間及び女性に対する暴力をなくす運動期間に男女共同参画に関する啓発を行う。	①総務課 ②人権課	①水曜日をノー残業デーとして、家庭や地域への参画を推進した。 ②啓発ティッシュ配布、町内企業へポスター掲示依頼、企業研修の案内ちらし配布、支所啓発コーナーで周知と懸垂幕の掲揚、のぼり旗を本庁、支所、椎田・築城人権センターに設置し周知啓発を行った。また、女性の働き方に関する記事を広報に連載した。	①毎週、ノー残業デーの周知を継続できた。男性の家庭や地域活動等参加に繋がったか不明。 ②今年度は町内企業等の啓発先を増やした。今後も継続が必要である。	

第2次築上町男女共同参画推進基本計画(実施計画)実施状況報告書

基本目標・基本方針	事業内容等				平成30年度事業評価		
	具体的施策	具体的施策の内容	基本計画に基づいた具体的事業		担当課	事業の取り組み状況	評価
			平成29年度	平成30年度			
基本目標 1 性別にかかわらず、お互いを尊重しあう社会の実現							
2. 男女共同参画を推進する学習・教育の充実							
学校教育等における男女共同参画の推進		○保育・幼児期における、男女共同参画の学習機会の充実を図ります。 ○学校教育における、男女共同参画の勉強・学習機会の拡充を図ります。 ○性別に関わらず、多様な生き方を可能にする指導の充実を図ります。 ○自立と協調性を育み、互いの個性を尊重し合える学習機会の充実を図ります。 ○多様な生き方を可能にするキャリア教育を行います。	○保育士を対象とした男女共同参画の視点を取り入れた教育に係る研修への参加を推進する。 ○各学校において道徳、家庭科、特活、総合的な学習の時間、人権教育等、あらゆる教育活動の機会を捉え、男女の協力の大切さや男女平等、男女の特性等、男女共同参画の視点を踏まえた授業づくりを行う。 ○男女を問わず、自立と協調性を育むことを目的とした事業を実施。	④保育士を対象とした男女共同参画の視点を取り入れた教育に関する研修への参加を推進する。 ⑦各学校において道徳、家庭科、特活、総合的な学習の時間、人権教育、キャリア教育（職業意識）等、男女の協力の大切さや男女平等、男女の特性等、男女共同参画の視点を踏まえた授業実践を行う。 ⑦名簿や係分担等、授業以外のあらゆる学校生活の場においても男女の固定的な役割分担意識に基づく制度や慣行を改善し、意識啓発が図られるよう努める。 ⑦性別にかかわらず、自分の考え方、生き方に誇りと自信を持って自分の将来に明るい展望を持つことが出来るように、キャリア教育の推進を図る。 ⑧男女を問わず、自立と協調性を育むことを目的とした事業を実施。 ・通学合宿事業 ・海洋クラブ事業	④福祉課 ⑦学校教育課 ⑧生涯学習課	④全国人権教育研究会や福岡県・京築ブロック等で開催される保育士の研修、研究大会に積極的に参加し、男女共同参画の学習機会の充実に取り組んだ。研修後、参加者は、報告を行い、職員間での情報共有に努めた。 ⑦小中学校において各教科、道徳科、特活、総合的な学習の時間、人権教育等のあらゆる教育活動を通して男女の特性、男女平等など、男女が互いに信頼し合い、学び合い、協力し合って学校生活を送ろうとする態度の育成を図る授業等、取組を推進した。 ⑦名簿や係分担等、授業以外のあらゆる学校生活の場においても男女の固定的な役割分担意識に基づく制度や慣行を改善し、意識啓発を行った。 ⑦性別にかかわらず、自分の考え方、生き方に誇りと自身を持って自分の将来に明るい展望を持つことが出来るように、キャリア教育の推進を図った。 ⑧通学合宿事業においては、7校区で公募し4会場（築城地区は3校区合同、小原・西角田は合同、葛城、椎田）で開催。参加者は学年・男女を問わず班編成され、食事の準備・片付け・掃除・朝と夜の集い等、共同作業により一週間の集団生活を実施。 ⑧海洋クラブにおいては男女を問わず募集し、カヌー・ヨット等の訓練を行い操作方法を体得し、福岡県B&G大会への参加、荇田海洋保安署の見学巡視艇の乗艇体験などを通じ、自立と協調性を育む体験活動を実施。	④研修会を通して男女共同参画意識の普及を行った。職員が課題を持って主体的に学ぶと共に、他の職員と情報共有を行うことで、保育所（園）の活性化に繋がった。 ⑦達成できた。 ⑧達成できた。
	男女共同参画意識を高める社会教育等の推進	○男女共同参画に関する学習機会の充実を図ります。 ○生涯学習活動への参加を促進します。 ○自治会における人権啓発を推進します。 ○町職員の意識を向上する取組を実施します。	○町職員に向けて男女共同参画研修会に参加を推進し、意識の向上を図る。人事異動についても引き続き男女共同参画に配慮する。 ○各種社会教育団体等の事務局として支援する。 ○コンサートの継続開催。 ○人権推進委員を各自治会毎に1名配置し、まちづくり推進交付金の算定基準の対象とすることで、人権啓発推進を行う。	①人事異動について引き続き男女共同参画に配慮する。 ⑤平成24年度より各自治会に人権推進委員を1名任命してもらい、平成25年度より交付金算定基準に組み入れている。（※平成24年度については別途交付） ⑧各種社会教育団体等の事務局として支援する。 ・子ども会行事 ・ジュニアリーダー行事 ・少年スポーツ振興協議会行事 ・町民大学講座	①総務課 ⑤企画振興課 ⑧生涯学習課	①係長・主任保育士への昇格者の50%が女性であった。 ⑤人権推進委員については、町内66自治会において選出され、まちづくり推進交付金の算定基準（25,000円の加算）することで、自治会活動を通じて人権啓発推進に対し側面から支援している。 ⑧子ども会の行事や会議に出席し、事務局として運営に携わった。 ジュニア・リーダー育成のための定例会や研修会を開催し指導を行った。 少年スポーツ振興協議会の会議や研修会に事務局として事業を実施した。 町民大学において14の講座を開講した。	①係長・主任保育士への昇格者が今年度については、50%が女性であり取り組みができた。 ⑤基本計画に基づいた具体的事業については、概ね実施できているものと考ええる。 ⑧達成できた。

第2次築上町男女共同参画推進基本計画(実施計画)実施状況報告書

基本目標・基本方針	事業内容等				平成30年度事業評価		
	具体的施策	具体的施策の内容	基本計画に基づいた具体的事業		担当課	事業の取り組み状況	評価
			平成29年度	平成30年度			
基本目標 2 仕事や家庭、地域で男女が支え合う社会の実現							
1. 仕事と家庭生活などの両立支援							
	ワーク・ライフ・バランスの推進	○ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及・啓発を行います。 ○育児・介護休業取得に向けた意識の向上を図ります。 ○男性の生活力アップによる自立を促進します。 ○家庭での男女共同参画推進に向けた意識啓発を行います。	○広報・HP・リーフレット等を活用した啓発を継続して行う。 ○広報・HP等により啓発を行う。 ○保育サービスの需要に適切に対応し、保育サービスを充実させる ○児童館・子育て支援センター・学童保育事業を充実させる。 ○子育てに関する相談支援体制を整備する。 ○子育てに関する情報提供を行う ○子育て支援センターが作成する情報誌「のびのびめ〜る」を利用して、子育ての情報交換を行う。 ○子育て中の親が集え、憩える場を作る。 ○子育てグループを支援する。 ○地域の子育てボランティアグループを作り、子育て中の親に参加してもらう。 ○「男の手料理教室」を継続開催する。	①育児・介護休業取得に向けチラシの回覧、メール配信を行い啓発する。 ②働き方に関する記事や研修等の内容を広報又は、チラシ設置によりお知らせする。	①総務課 ②人権課	①職員のパソコン内に育児休業・介護休暇について分かり易く掲載している。 ②町内の個人事業主の女性の働き方や家庭での状況等について広報に連載した。	①周知は行えたが、今後も継続していくことが必要 ②築上町で居住し仕事をするうえでの働き方として、選択肢の一つになったと感じている。
	仕事と子育て・介護が両立できる環境の整備	○子育て・保育環境の充実を図ります。 ○家族介護者への支援と情報提供の充実を図ります。 ○職場における性別役割意識の解消に努めます。 ○育児・介護休業制度の設置及び取得促進に向けた事業主への啓発を行います。	○引き続き、性別に関係なく役割分担し、実行できるよう啓発していく。 ○家族介護者への支援と情報提供として「サポーター養成講座」「認知症介護相談会」「介護予防教室」の開催及び認知症カフェの充実を引き続き行う。また、「認知症ケアパスの作成」「認知症初期集中支援チーム事業」をH29事業として実施する。 ○男女共同参画に関する、研修会等の周知を行い、積極的な参加を促す。	②事業主へ介護休業制度の改正点や研修等の周知を行う。	①総務課 ②人権課	②町内の事業所へ各種制度や助成金に関するチラシを配布し周知を行った。	②周知は行ったが、助成金申請実績等は確認できない。

第2次築上町男女共同参画推進基本計画(実施計画)実施状況報告書

基本目標・基本方針	事業内容等				平成30年度事業評価		
	具体的施策	具体的施策の内容	基本計画に基づいた具体的事業		担当課	事業の取り組み状況	評価
			平成29年度	平成30年度			
基本目標 2 仕事や家庭、地域で男女が支え合う社会の実現							
1. 仕事と家庭生活などの両立支援							
	ワーク・ライフ・バランスの推進	○ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及・啓発を行います。 ○育児・介護休業取得に向けた意識の向上を図ります。 ○男性の生活力アップによる自立を促進します。 ○家庭での男女共同参画推進に向けた意識啓発を行います。	○広報・HP・リーフレット等を活用した啓発を継続して行う。 ○広報・HP等により啓発を行う。 ○保育サービスの需要に適切に対応し、保育サービスを充実させる ○児童館・子育て支援センター・学童保育事業を充実させる。 ○子育てに関する相談支援体制を整備する。 ○子育てに関する情報提供を行う ○子育て支援センターが作成する情報誌「のびのびめ〜る」を利用して、子育ての情報交換を行う。 ○子育て中の親が集え、憩える場を作る。 ○子育てグループを支援する。 ○地域の子育てボランティアグループを作り、子育て中の親に参加してもらう。 ○「男の手料理教室」を継続開催する。	④保育サービスの需要に適切に対応し、保育サービスを充実させる ④児童館・子育て支援センター・学童保育事業を充実させる ④学童保育支援員の育成を図るため、各種セミナーやスキルアップ研修への参加を推進するとともに、療育指導の先生を招き、発達障害児等の研修を開催する ④子育てに関する相談支援体制を整備する。 ④子育てに関する情報提供を行う ④子育て支援センターが作成する情報誌「のびのびめ〜る」を利用して、子育ての情報交換を行う ④子育て中の親が集え、憩える場を作る ④子育てグループを支援する ④地域の子育てボランティアグループを作り、子育て中の親に参加してもらう ⑧築上町民大学の1講座として、「男の手料理教室」を継続開催する。	④福祉課 ⑧生涯学習課	④一時預かり保育・延長保育・休日保育・病後児保育等、保育サービスの需要に対応したサービスの提供に取り組んだ。 ④保育料の第3子以降無料事業を行い、保護者の経済的負担を軽減した。 ④児童館事業を実施し、児童の健全育成に従事した。 ④児童が放課後、安全で快適に過ごせるように放課後児童クラブ事業を実施した。 ④地域子育て支援拠点事業を町内2ヵ所で実施した。 ④児童館や子育て支援センターでイベントや教室・子どもフェスティバル（春・夏2回）を開催した。 ④子育てに関する相談や療育相談・療育支援を行った。 ④子育て中の親子が集い、憩える場として、子育て広場等を提供し、子育てに関する情報交換を行う場作りを推進した。 ④子育てサークルの加入受付を随時行った。 ④福岡県が主催するファミリー・サポート・センター支援員養成講座の周知を行った。 ⑧「男の手料理教室」では、男性が毎日の食生活で実践できる家庭料理作りを講習した。（受講生10名）	④利用者ニーズに対応した様々な保育サービスの提供を行い、保護者の育児への精神的・経済的負担感軽減を図ることができた。病後児保育事業については、今年度より町直営で事業実施を行っている。今後は、利用状況を把握しながら、定着を図っていきたい。 ④児童館事業・放課後児童クラブ事業・子育て支援センター事業を実施し、子どもを安心して産み育てる環境作りを推進した。 ④各種相談を行い、子育てに関する悩みや不安の軽減に繋がった。 ⑧達成できた
	仕事と子育て・介護が両立できる環境の整備	○子育て・保育環境の充実を図ります。 ○家族介護者への支援と情報提供の充実を図ります。 ○職場における性別役割意識の解消に努めます。 ○育児・介護休業制度の設置及び取得促進に向けた事業主への啓発を行います。	○引き続き、性別に関係なく役割分担し、実行できるよう啓発していく。 ○家族介護者への支援と情報提供として「サポーター養成講座」「認知症介護相談会」「介護予防教室」の開催及び認知症カフェの充実を引き続き行う。また、「認知症ケアパスの作成」「認知症初期集中支援チーム事業」をH29事業として実施する。 ○男女共同参画に関する、研修会等の周知を行い、積極的な参加を促す。	④家族介護者への支援と情報提供として「サポーター養成講座」「認知症介護相談会」「認知症ケアパス」「認知症初期集中支援チーム事業」を実施する。 ④認知症の人の家族を対象に「家族の集い」を行う。	④福祉課	④認知症の人の家族介護者への支援と情報提供として「認知症サポーター養成講座」「認知症介護相談会」「認知症ケアパスガイドブックの配布」「認知症初期集中支援チーム事業」「認知症の人の家族の集い」を実施した。 ④その他、総合相談事業を通じて、介護・医療サービスの情報提供や家族支援を行っている。	④相談を受けた家族には医療・介護サービスの情報提供や必要な家族支援が行えていると思う。今後は家族介護者になる世代の住民への情報提供・啓発を行って行きたい。

第2次築上町男女共同参画推進基本計画(実施計画)実施状況報告書

基本目標・基本方針	事業内容等				平成30年度事業評価		
	施策の方向	具体的施策	基本計画に基づいた具体的事業		担当課	事業の取り組み状況	評価
			平成29年度	平成30年度			
基本目標 2 仕事や家庭、地域で男女が支え合う社会の実現							
2. 地域における男女共同参画の推進							
	地域活動における男女共同参画の促進	○男女共同参画に関する情報提供と周知を行います。 ○自治会等における地域活動に女性が参画した事例などの発信を行い女性の参画を促進します。 ○男女共同参画を推進する団体の活動を支援し、ネットワーク化を図ります。	○男女共同参画ネットの総会、講演会等の支援を行う。 ○講演会やセミナー等のお知らせする ○参考事例等の情報を収集し周知に努める	②男女共同参画ネットの総会、講演会等の支援を行う。 ②男女共同参画に関する研修会を行う。 ②講演会やセミナー開催について広くお知らせする。 ⑤自治会への情報提供を推進していく。	②人権課 ⑤企画振興課	②男女共同参画ネットの総会、講演会等の支援を行った。 ②災害時の避難所運営など地域の女性リーダー育成を目的とした、県主催の「災害対応力向上講座」共催し、事業所、団体等から参加してもらい、参加者の意識向上が図れた。（参加者約60名） ⑤築上町自治会長会の幹事会及び定例会において、同和問題啓発強調月間や人権週間に係る人権啓発活動に関する情報を提供するとともに、自治会への協力依頼を行っている。また、福岡県が実施している地域コミュニティ研修に関する情報を自治会長会に提供し、参加希望がある場合は交通経費等の支援をしている。	②目標に沿って取り組めた。特に災害対応力向上講座では、災害時の咄嗟の対応や避難所での受入れの難しさを知り、参加者にとって良い経験となった。 ⑤人権啓発活動に関する支援についてはある程度出来ていると考えるが、自治会への女性の参画に関しては、取組が不足しており今後の課題と捉えている。
	地域防災における男女共同参画の推進	○地域における防災活動への女性の参画を促進します。 ○女性の視点を取り入れた防災対策を推進します。	○具体的な事業なし ○防災会議に女性参画を即す。	①防災会議に女性委員を1名追加具体的な事業なし。	①総務課	①防災会議に1名の女性の参画ができ、女性の視点を取り入れた防災対策の体制が確立した。	①会議に女性委員1名が参画し達成できた。

第2次築上町男女共同参画推進基本計画(実施計画)実施状況報告書

基本目標・ 基本方針	事業内容等				平成30年度事業評価		
	施策の方向	具体的施策	基本計画に基づいた具体的事業		担当課	事業の取り組み状況	評価
			平成29年度	平成30年度			
基本目標 2 仕事や家庭、地域で男女が支え合う社会の実現							
3. 政策・方針決定過程への女性の参画拡充							
	審議会等における女性登用についての啓発の推進	○男女平等の視点に立ったまちづくりを推進します。 ○町の審議会等における女性委員の比率向上を目指して啓発を行います。	○女性の意識変革を目指し、セミナー、講座への参加を促す。	②女性の意識変革を目指し、セミナー、講座への参加を促す。	②人権課	②各種セミナーの周知を行い参加を促した。	②セミナー等の開催地が遠いため、近隣又は町内での開催が望ましい。
	管理職などへの登用推進	○女性職員における管理職への登用を推進します。 ○女性職員の職域拡大に向けた育成を行います。 ○町政への女性の積極的な参画を促進します。	○人事評価制度を早期に活用し、能力と適性に応じた職務配置に考慮する。	①人事評価制度を早期に活用し、能力と適正に応じた職務配置に考慮する。	①総務課	①人事評価制度で適切な評価が行われるように、面接スキルアップ研修、自己評価研修、評価者研修を実施した。	①人事評価制度の導入に向けて取り組めたが、より評価の精度を上げることが必要。

第2次築上町男女共同参画推進基本計画(実施計画)実施状況報告書

		事業内容等			平成30年度事業評価		
基本目標・基本方針	施策の方向	具体的施策	基本計画に基づいた具体的事業		担当課	事業の取り組み状況	評価
			平成29年度	平成30年度			
基本目標 3 一人ひとりが健やかに暮らせる社会の実現							
1. あらゆる暴力の根絶と被害者支援							
	DV防止の周知・啓発	○DV根絶に向けた啓発を行います。 ○デートDV防止のための教育の充実を図ります。	○11月の女性に対する暴力をなくす運動期間の取組を充実し啓発を行う。 ○将来、DVの加害者とならないようにするため、道徳・人権教育において「相手の人権を尊重しようとする態度」「相手を思いやる心」を育て、生徒指導において「ネットによる誹謗中傷、いじめ防止」等の規範意識を育てる指導の徹底を図る。	②デートDVに関する取り組みを行う。 ②11月の女性に対する暴力をなくす運動期間での啓発を行う。 ⑦将来、DVの加害者とならないようにするため、道徳・人権教育において「他者を認め、尊重しようとする態度」「相手を思いやる心」を育てると共に自己に対する肯定感や自尊感情を育てる教育の推進を図る。	②人権課 ⑦学校教育課	②人権擁護委員が行う中学3年生対象のデートDV講座に参加し中学生と一緒に考えた。今年度デートDV冊子を作成した。 ②11月の女性に対する暴力をなくす運動期間では、広報誌1ページをパープルを基調とし広報を行った。支所1階にツリーを設置しパープルリボン運動を行った。 ⑦将来、DVの加害者・被害者とならないようにするため、道徳・人権教育及び、ゲストティーチャーによる講演において「他者を認め、尊重しようとする態度」「相手を思いやる心」を育てると共に自己に対する肯定感や自尊感情を育てる教育を推進した。	②計画通り実施できた。 ⑦概ね達成できた。
	DV被害者の安全確保の強化及び被害者の自立支援	○相談機関の周知・啓発を行います。 ○DV被害者の安全確保に向けた関係機関との連携を強化します。 ○相談員の資質向上を推進します。 ○DV被害者へのケアの充実を図ります。 ○被害者の自立に向けた支援を行います。 ○被害者情報の保護を徹底します。	○相談に応じて随時対応する。 ○保育所・児童相談所等関係機関と連携を持ち、情報を共有するとともに連絡調整を行う。 ○特に遠距離ストーカー被害及び遠距離DV被害者、また母子世帯について、関係機関と連携を図りながら町営住宅等の入居支援に努めたい。 ○届書を提出する際に、記載事項証明書の請求があった場合住所が知られないようにするための申込書があることを知らせる。 ○住民基本台帳の閲覧簿から支援対象者にかかる部分を抹消する。 ○支援対象者の住民票と戸籍の附票の発行をロックする。 ○DV被害者からの相談があった場合は、被害者情報の保護を徹底しながらも、関係機関とも連携し、必要なケアを提供していきます。また、その子どもに関する乳幼児健診・予防接種等必要な支援についても同様に対応していきます。 ○各学校に於いてDV被害者の児童生徒の就学、転学について、SSW、SC等を活用し、ケアの充実が図られるよう努める。また、児童生徒からの情報、家庭訪問、懇談等によりDV被害の実態を把握した際には、関係各課および関係機関に情報提供を行い、連携して対応する。 ○相談機関の周知を行い、相談体制を整える。	②相談機関の周知、被害者保護に努める。 ③届書を提出する際に、記載事項証明書の請求があった場合住所を知られないようにするための申込書があることを知らせる。 ③住民基本台帳の閲覧簿から支援対象者にかかる部分を抹消する。 ③支援対象者の住民票と戸籍の附票の発行をロックする。 ③DV被害者からの相談があった場合は、被害者情報の保護を徹底しながらも、関係機関とも連携し、必要なケアを提供していく。また、その子どもに関する乳幼児健診・予防接種等必要な支援についても同様に対応する。 ④相談に応じて随時対応する。 ④保育所・児童相談所等関係機関と連携を持ち、情報を共有するとともに連絡調整を行う。 ④高齢者虐待に関して介護関係者や住民向けに周知・啓発を行う。 ⑥特に遠距離ストーカー被害及び遠距離DV被害者、また母子世帯について、関係機関と連携を図りながら町営住宅等の入居支援に努めたい。 ⑦各学校において、DV被害者の児童生徒の就学、転学について、SSW、SC等を活用し、ケアの充実が図られるよう努める。また、児童生徒からの情報、家庭訪問、懇談等によりDV被害の実態を把握した際には、関係各課及び関係機関に情報提供を行い、連携して対応する。	②人権課 ③住民課 ④福祉課 ⑥都市政策課 ⑦学校教育課	②本庁、支所、出先機関のトイレや啓発コーナーなどに相談先を表示したカードを設置した。その他広報やHPでも周知を図った。また、被害者保護の観点から「行政職員の個人情報保護対策」として職員研修を実施した。 ③今年度は申し入れの実績はない。 DV等の相談を受け、警察署等の意見を伺い、必要と認められた場合、住民票等の発行をロックしている。 ③住民基本台帳の閲覧簿には支援対象者は掲載されない。 ③DV被害者からの相談実績はない。保健事業の対象者確認の際は、支援対象者ではないか注意を払い、トラブルもなく業務を遂行できている。もし、支援対象者が居た場合は、左記のとおり慎重に対応する。 ④相談等に応じて保育所・児童相談所等関係機関と連携を持ち、随時対応するとともに、情報共有を行った。 ④要保護児童担当者会議を年4回開催し、各種関係機関（行政・保健師・児童相談所・SSW・子ども支援オフィス）と情報共有をするとともに、連絡調整を行った。特に支援が必要なケースについては、関係機関を集めての個別ケース会議を適宜開催した。 ④要保護児童対策地域協議会を開催し、各種関係機関と連絡調整を行いながら、要保護児童の対応を推進した。 ④要保護児童対策調整機関調整担当者研修に参加し、職員の資質向上に努めた。 ④高齢者虐待疑いケースの支援を関係者と協働し行った。被害者の安全確保を行った。 ⑥今年度はDV被害による町営住宅入居相談案件がなかったため、取り組みなし。 ⑦各学校においてDV被害者の児童生徒の就学、転学について、SSW、SC等を活用し、十分な情報共有を行い、また、関係教育委員会と連携し、ケアの充実が図られるよう努めた。 ⑦児童生徒からの情報及び家庭訪問、懇談等によりDV被害の実態を把握した際には、関係各課および関係機関に情報提供を行い、連携して対応を行った。	②今後も継続して取り組みが必要である。 ③申し入れがあった場合は、今後も細心の注意を払い、間違いなく処理しなければならない。 ③業務上トラブルもなく遂行できている。今後も継続して支援対象者への注意を払い、業務を遂行する必要がある。 ④相談内容に応じて各種関係機関と連携を図りながら対応を行い、相談者の精神的負担感軽減に繋がった。本年度は、個別ケース会議に至る案件はなかった。 ④高齢者虐待疑いの支援の際は、被害者の安全確保を最優先し、警察や関係者、アドバイザーの協力も得て対応した。 ⑥今後も引き続き取り組みを継続する。 ⑦達成できた。
	ハラスメント等の防止対策	○町民に対するハラスメント防止について意識啓発を行います。 ○企業・事業所等におけるハラスメント防止対策を推進します。 ○町職員におけるハラスメント防止対策を推進します。	○職員の集まる場を利用しての啓発。チラシの回覧。 ○HP、広報誌によりハラスメントの周知、啓発を行う。	①引き続き、性別に関係なく役割分担し、実行できるように啓発する。 ②事業所等に研修会等の周知を行う。	①総務課 ②人権課	①性別に関係なく役割分担し、実行できるように周知を実施。 ②ハラスメント防止研修会の周知を行った。	①チラシの掲示、メール等により周知出来た。 ②事業所等への研修会の周知は出来た。

第2次築上町男女共同参画推進基本計画(実施計画)実施状況報告書

		事業内容等			平成30年度事業評価		
基本目標・基本方針	施策の方向	具体的施策	基本計画に基づいた具体的事業		担当課	事業の取り組み状況	評価
			平成29年度	平成30年度			
基本目標 3 一人ひとりが健やかに暮らせる社会の実現							
2. 人権課題を抱える人々への支援の充実							
	ひとり親家庭等への支援	○経済的自立と生活の安定を図るための包括的な支援を行います。 ○各種手当・給付金等の支援制度の周知を行います。 ○総合的な相談窓口の設置を行います。 ○ひとり親家庭の子どもの均等な学習機会の確保を図ります。 ○生活困窮者の自立に向けた支援を行います。	○ひとり親家庭の手当等の情報提供を行う。 ○ひとり親家庭の手当や就労に関するリーフレットを配布する。 ○相談業務を推進する。 ○経済的支援における事務処理を行う。 ○福岡県ひとり親家庭等医療費支給制度など公費医療の紹介を行う。 ○該当者からの相談があった場合、また支援が必要と判断した場合は、関係機関と連携し、必要なサービスへ繋げるなどの支援に努める。(ひとり親に限ったことではないが) ○学校教育において小学校4年生、中学校3年生を対象に受講料を無料とした築上塾(土曜講座)を開設し、生活困窮家庭にも学習機会の確保を図る。	③福岡県ひとり親家庭等医療費支給制度など公費医療の紹介を行う。 ③ひとり親に限らず、該当者からの相談があった場合や支援が必要と判断した場合は、関係機関と連携し、必要なサービスへ繋げるなどの支援に努める。 ④ひとり親家庭の手当等の情報提供を行う。 ④ひとり親家庭の手当や就労に関するリーフレットを配布する。 ④相談業務を推進する。 ④経済的支援における事務処理を行う。	③住民課 ④福祉課	③該当者が住民課の窓口 to 各種届出のため来庁されたり、福祉課等に相談等で来庁したときは課や係の枠を超えてお互いに連携を図り、公費医療の紹介もしている。 ③必要に応じてサービスにつなぐよう支援している。 ④ひとり親家庭の手当等に関する相談に随時対応した。 ④ひとり親家庭の手当や就労に関するリーフレットを配布し、情報提供を行った。 ④ひとり親家庭を対象とした各種職業訓練や相談会に関する情報を広報に掲載した。 ④経済的支援における事務処理を行った。	③達成している。今後も継続が必要。 ④ひとり親家庭の生活の安定を図るため、相談業務や情報提供等を行い、支援に努めた。
	子ども、高齢者、障害者、外国人、同和地区出身者、性的少数者等が安心して暮らせる社会づくり	○子どもの人権を尊重する啓発を推進します。 ○高齢者の権利擁護と社会参加を促進します。 ○障害者の権利擁護と社会参加を促進します。 ○在留外国人への支援と国際理解の啓発を推進します。 ○同和地区出身者の人権を尊重する啓発と教育を推進します。 ○性的少数者等の人権を尊重する啓発を推進します。	○高齢者の権利擁護と社会参加の促進として地域包括支援係で作成した虐待防止リーフレットを窓口 to 備え、来庁者や事業所等に配布するなど周知を行う。また、成年後見制度に関する相談窓口として判断能力を欠く状況にある人への支援等を行う。 ○障害者の地域交流を促進し、緊急時における支援ネットワーク構築の基礎とするとともに雇用促進及び職域の拡大に努め、社会参加と自立生活への支援を行う ○乳幼児健診未受診者・予防接種未接種者等に対しては、通知や電話、訪問等を通じて支援に努める。 ○思春期保健教室では、学校養護教諭と連携し、性的少数者等(LGBT)の理解を深められるよう教育を行っていく。 ○広報誌等での啓発により、国際化への理解を深める取り組みを行う。 ○自治会人権推進委員懇話会を基として、自治会単位で啓発活動が行われるよう推進する。 ○性的少数者への理解を深めるための啓発を行う。 ○各学校において、同和問題をはじめとする個別的な人権課題に対する認識を深め、人権が尊重される授業づくりに努める。特に新たな人権課題として多様な性「LGBTQ」についての認識を深める取り組みを推進する。 ○障がい者スポーツ事業の取り組みを推進する。 ○7月の同和問題啓発強調月間と12月の人権週間に啓発に取り組む ○性的少数者への理解を深める取組を行う。	②様々な人権課題に直面した人々への人権を尊重する啓発を行います。 ③思春期保健教室では、学校養護教諭と連携し、性的少数者(LGBT)の理解を深められるよう教育を行っていく。 ④ホームページに障がいをもった人が利用できる福祉サービス等の内容や申請書の様式といった情報を掲載し、サービスの活用を促進する。 ④高齢者の権利擁護と社会参加の促進として、地域包括支援係で作成した虐待防止リーフレットを窓口 to 備え、介護事業者や住民等に配布するなど周知を行う。また、成年後見制度に関する相談窓口として判断能力を欠く状況にある人への支援等を行う。 ⑤広報紙等での啓発により、国際化への理解を深める取り組みを行う。	②人権課 ③住民課 ④福祉課 ⑤企画振興課	②7月の同和問題啓発強調月間の取り組み 「部落差別解消推進法」に関する講演を予定していたが、交通機関の閉鎖により、講師が来れなかった。(来年度開催予定) 特別企画展 山本作兵衛翁「炭鉱記録画展」において複製画約30作品を展示。 センター教室作品の展示、識字学級・センター教室のカラオケ・歌謡発表会を行った。 街頭啓発の実施。 12月人権週間の取り組み 人権コンサート「生命の輝きコンサート」 人権作品表彰式 ③思春期保健教室 ・中学3年生(約120人) 6月13日(水) 町内中学2校で開催 内容：講演「思春期の性教育(感染症含む)」 講師：菜の花助産院 稲富博美先生 ・養護教諭・担任その他希望者向け事前学習会 8月28日(火) 内容：「多様な性(LGBT)」 講師：FRENS 石崎杏里氏 ・小学校6年生(約160名) 10月11日(木) 椎田地区小学生 10月31日(水) 築城地区小学生 内容：多様な性(LGBT)について学習する 講師：FRENS 石崎杏里氏 企画は、健康保障学習会で養護教諭等とも協議を行い進めていった。各講演会実施後は、子ども達に感想文を書いてもらったところ、自分の日頃の言動や考え、周りの出来事を振り返り、それぞれ感じる場所があったようで、理解を得られた内容であった。また、自分を大切にすると同時に、相手も尊重し、大切にすることの再認識ができた様子の内容であった。 ④HP掲載用の申請書や様式の洗い出し及びデータ化を行っている。 ④高齢者の権利擁護と社会参加の促進として、地域包括支援係で作成した虐待防止リーフレットを窓口 to 備え、介護事業者や住民等に配布し周知した。成年後見制度に関する相談窓口として判断能力を欠く状況にある人への支援等を行った。虐待が疑われる高齢者の個別支援について、関係者によるケース会議や助言者を招いて検討会議を行った。 ⑤国際交流については、県(国際交流課)及びJAICA等の情報を収集するとともに、広報誌等で町民に情報を提供している。具体的には、青年海外協力隊募集、日中小学校交流等の情報を広報誌を活用して情報提供している。	②様々な人権課題に対する理解につながる様、継続して啓発が必要である。 ③達成。継続が必要。 ④HPへの情報掲載に至らなかった。 ④高齢者の成年後見制度の相談窓口として、地域包括支援センターが社会福祉士等の専門職による対応を行っている。高齢者の虐待が疑われる事例には早急かつ適切に対応するように努めた。 ⑤十分ではないが、現人員体制の中で出来る範囲の情報収集及び提供を行っている。今後は、東京オリンピックのオセアニア地域の合宿地に決まったことから、外国青年招致事業(JETプログラム)を活用し、H31年中のCIR(国際交流員)の派遣を募集し、国際交流に繋げて行きたい。

第2次築上町男女共同参画推進基本計画(実施計画)実施状況報告書

基本目標・基本方針	事業内容等				平成30年度事業評価		
	施策の方向	具体的施策	基本計画に基づいた具体的事業		担当課	事業の取り組み状況	評価
			平成29年度	平成30年度			
基本目標 3 一人ひとりが健やかに暮らせる社会の実現							
2. 人権課題を抱える人々への支援の充実							
ひとり親家庭等への支援	○経済的自立と生活の安定を図るための包括的な支援を行います。 ○各種手当・給付金等の支援制度の周知を行います。 ○総合的な相談窓口の設置を行います。 ○ひとり親家庭の子どもの均等な学習機会の確保を図ります。 ○生活困窮者の自立に向けた支援を行います。	○学校教育において小学校4年生、中学校3年生を対象に受講料を無料とした築上塾（土曜講座）を開設し、生活困窮家庭にも学習機会の確保を図る。	⑦小学校4年生、中学校3年生を対象に受講料を無料とした築上塾（土曜講座）を開設し、生活困窮家庭にも学習機会の確保を図る。	⑦学校教育課	⑦小学校4年生、中学校3年生を対象に受講料を無料とした築上塾（土曜講座）を開設し、生活困窮家庭にも学習機会の確保を図った。 受講者数 小学校 67名、中学校 69名 ⑦準要保護世帯に対し、必要な時に速やかに支援を行うため、「新入学児童生徒学用品費」の入学前支給を行った。 対象者 小学校 9名、中学校 9名	⑦達成できた	
子ども、高齢者、障害者、外国人、同和地区出身者、性的少数者等が安心して暮らせる社会づくり	○子どもの人権を尊重する啓発を推進します。 ○高齢者の権利擁護と社会参加を促進します。 ○障害者の権利擁護と社会参加を促進します。 ○在留外国人への支援と国際理解の啓発を推進します。 ○同和地区出身者の人権を尊重する啓発と教育を推進します。 ○性的少数者等の人権を尊重する啓発を推進します。	○各学校において、同和問題をはじめとする個別的人権課題に対する認識を深め、人権が尊重される授業づくりに努める。特に新たな人権課題として多様な性「LGBTQ」についての認識を深める取り組みを推進する。 ○障がい者スポーツ事業の取り組みを推進する。 ○7月の同和問題啓発強調月間と12月の人権週間に啓発に取り組む ○性的少数者への理解を深める取り組みを行う。	⑦各学校において、同和問題をはじめとする個別的人権課題に対する認識を深め、人権が尊重される授業づくりに努める。特に新たな人権課題として多様な性「LGBTQ」についての認識を深める取組を推進する。また、取組の内容を構内実践交流会において職員間で交流する。 ⑦各学校校長及び児童生徒、支援加配教員を対象とした研修会を実施し、町内における人権課題解決に向けた取組を推進する。 ⑧障がい者スポーツ事業の取り組みを推進する。 ⑧オリンピックキャンプを活用した外国人との異文化交流を推進する。	⑦学校教育課 ⑧生涯学習課	⑦各学校において、同和問題をはじめとする個別的人権課題に対する認識を深め、人権が尊重される授業づくりに努めた。特に新たな人権課題として多様な性「LGBTQ」についての認識を深める取り組みを推進し、取り組みの内容を校内実践交流会において職員間で共有した。 ⑦各学校長および児童生徒支援加配教員を対象とした研修会を実施し、町内における人権課題解決に向けた取り組み推進を図った。 ⑧車いすバスケット体験授業を築城中学校、椎田中学校で行った。また、障がい児・障がい者マリンスポーツ体験教室や水泳教室を開催した。 ⑧オリンピックキャンプを実施し、町内の学校との交流及びホームステイ等で町民に外国人とかかわる機会の提供を行った。	⑦概ね達成できた ⑧達成できた	

第2次築上町男女共同参画推進基本計画(実施計画)実施状況報告書

基本目標・基本方針	事業内容等				平成30年度事業評価		
	施策の方向	具体的施策	基本計画に基づいた具体的事業		担当課	事業の取り組み状況	評価
			平成29年度	平成30年度			
基本目標 3 一人ひとりが健やかに暮らせる社会の実現							
3. 性の尊重と生涯を通じた健康支援							
生涯を通じた心とからだの健康づくり		○安心・安全な妊娠・出産の確保に向けた啓発を行います。 ○子どもの発達段階に応じた過程における男女共同参画の教育を推進します。 ○各種健康診断の受診勧奨に取り組みます。 ○健康サロンへの参加を促進します。 ○健康情報の提供を充実します。 ○心の健康づくりを推進します。 ○スポーツ活動を推進します。	○地区担当保健師による継続的な相談や保健指導等の実施。（母子手帳交付、妊婦赤ちゃん訪問、乳幼児健診等） ○乳幼児健診・特定健診・がん検診等、広報・HP・個人通知等を通じて、対象者に受診勧奨を実施。 ○定期予防接種（子ども・高齢者）の実施。 ○任意接種である子どもインフルエンザ接種費用の一部公費助成 ○生活保護者には、高齢者インフルエンザ・肺炎球菌予防接種の自己負担額も公費助成する。全額公費） ○がん検診等では、町県民税非課税世帯及び生活保護世帯の方は、事前申請にて全額公費負担としている。 ○健康サロン未実施地区への働きかけ。既実施地区では、参加者増ができるような働きかけに努める ○福祉課・包括支援センター等と連携し、地域包括ケア体制の推進に努める ○健康情報の提供：広報・HP・無線放送・ポスター・チラシ、場合によっては個別通知にて情報提供する。 ○各相談者には、随時、必要な情報提供に努める。 ○心の健康相談事業（第1水曜午後実施） ○生涯学習課及び関連団体と共に町民の健康づくり運動の推進にも努めている	○地区担当保健師による継続的な相談や保健指導等の実施。（母子手帳交付、妊婦赤ちゃん訪問、乳幼児健診等） ○乳幼児健診・特定健診・がん検診等、広報・HP・個人通知等を通じて対象者に受診勧奨を実施。 ○定期予防接種（子ども・高齢者）の実施。 ○子どもインフルエンザ接種（任意接種）費用の一部公費助成。 ○生活保護者の高齢者インフルエンザ、肺炎球菌予防接種の自己負担額の全額公費助成。 ○がん検診等で、町県民税非課税世帯及び生活保護世帯の方は、事前申請により全額公費負担。 ○健康サロン未実施地区への働きかけと、既実施地区での参加者増への働きかけ。 ○福祉課・包括支援センター等と連携し、地域包括ケア体制の推進に努める。 ○健康情報の提供：広報紙、HP、無線放送、ポスター、チラシ、場合によっては個別通知。 ○相談者には、随時必要な情報提供に努める。 ○心の健康相談事業（第1水曜日午後）	③住民課	③地区担当保健師による継続的な相談や保健指導を実施し、継続的に支援している。（1月末現在） ・母子健康手帳交付：73人＋転入12人 ・赤ちゃん訪問：76人（外部市町委託2件） ・乳幼児健診：477人/505人中（93.3%） ＊健診未受診児には、電話や保育園等関係機関と連携して把握・支援を行っている。 ③町民の健康の維持増進に係る健康情報や保健事業の周知は、左記手法により確実に実施できた。 ③予防接種費用助成事業実施（1月末現在） ・子どもインフル：延1464人（生保：延8人） 1人1回接種につき、上限3000円助成 ・高齢者インフル：3306人（生保：101人） 自己負担額：1000円（生保：全額公費） ・高齢者肺炎球菌：495人（生保：8人） 自己負担額：2000円 ＊生活保護世帯の接種は、全額公費負担。 ＊受けやすい体制：福岡県予防接種広域化事業 ③ふれあい健康サロンでは、ここ数年自主性を重んじた支援を行ってきた結果、企画運営を自ら行えるようになってきている。また、11月には各サロンの代表が集まり、課題共有と共に各々の活動の情報交換からヒントを得て、更なる活動への動機付けとなったり、サロン同士の交流も行われるようでした。（言動より）。 また今年度は新たに上ノ河内サロンが開設された。 ③介護予防を視野に入れた高齢者の健康とその施策について、高齢者福祉係、地域包括支援係と情報交換と共に課題の共有を行った。 ③こころの健康相談：5人（延6人）/4回（月1回） 利用者人数は少ないが、中には自殺を考えたケースが医療機関受診へ繋がった実績もあった。	③ほぼ達成。 基本、地区担当保健師が継続支援している。町民の考えにより問題解決のための支援が困難な場合があるが、相手の気持ちに寄り添いながら適時必要な支援を継続していく。 ③達成。 必要な情報は様々な手法を使い提供できた。 ③ほぼ達成。 接種対象者はほぼ助成できている。 ③ほぼ達成。 健康・地域づくりは、自助・共助等住民主体が基本であり、各サロンでも自ら企画ができるようになってきている。また今年度は新たに1ヵ所サロン開設ができた。 ③第一段階：ほぼ達成 国の施策も今まで以上に費用対効果が得られるような活動や他部署（制度）を跨いだ連携ありきで市町村事業評価を行なっている。本町も今後更に他課と連携・協働しながら効果的な事業展開を進めていく必要があるため、手始めとして今年度は関係部署での情報共有を行った。 ③ほぼ達成 利用者は少ないが、専門職を通じて医療へ繋ぐなど対処はできた ただＳＯＳ発信ができない方が発信できる環境づくりも課題である。
	発達段階に応じた性と健康についての意識の醸成	○性の尊重についての普及・啓発を行います。 ○性の尊重に関する教育を推進します。 ○エイズ・性感染症対策を推進します。	○ＪＫビジネス等の問題について周知を行う。 ○各学校において性教育についての年間指導計画を作成し、発達段階に応じた性（生）教育の推進を図る。その学習内容について学校・学級通信等をとおして保護者への啓発を図る。	②デートDVやJKビジネス問題等の啓発を行う。 ②LGBTの理解と認識を深める取組を行う。	②人権課	②デートDVやJKビジネス問題等について広報誌やHPに掲載した。今年度作成した、デートDV啓発冊子の中にJKビジネス問題も掲載した。 ②書籍「ふつう」ってなんだ？LGBTについて知る本を町内小中学校10校の児童・生徒の理解が深まることを目的に配布した。	②築上町では、デートDV、JKビジネス問題に関する相談はなかったが、決して都会だけでの問題ではないことを前提に今後も啓発が必要である。 ②思春期保健教室や学校においてもLGBTに関する取り組みが行われており、今後も連携を図り、取り組みが必要である。

第2次築上町男女共同参画推進基本計画(実施計画)実施状況報告書

基本目標・基本方針	事業内容等				平成30年度事業評価		
	施策の方向	具体的施策	基本計画に基づいた具体的事業		担当課	事業の取り組み状況	評価
			平成29年度	平成30年度			
基本目標 3 一人ひとりが健やかに暮らせる社会の実現							
3. 性の尊重と生涯を通じた健康支援							
生涯を通じた心とからだの健康づくり		○安心・安全な妊娠・出産の確保に向けた啓発を行います。 ○子どもの発達段階に応じた過程における男女共同参画の教育を推進します。 ○各種健康診断の受診勧奨に取り組みます。 ○健康サロンへの参加を促進します。 ○健康情報の提供を充実します。 ○心の健康づくりを推進します。 ○スポーツ活動を推進します。	○児童館・子育て支援センター・学童保育事業の充実を図る。 ○福祉課・包括支援センター等と連携し、地域包括ケア体制の推進に努める ○健康情報の提供：広報・HP・無線放送・ポスター・チラシ、場合によっては個別通知にて情報提供する。 ○各相談者には、随時、必要な情報提供に努める。 ○心の健康相談事業（第1水曜午後実施） ○子どもから高齢者までを対象とした体力測定会を開催する。 ○スポーツフェスタを継続開催する。 ○少年・少女水泳教室・親子水泳教室の継続開催。	④児童館・子育て支援センター・学童保育事業の充実を図る。 ④住民主体の地域包括ケア体制の推進に努める。 ④認知症への理解のための普及啓発に努める。 ⑧スポーツフェスティバルの継続開催。 ⑧少年少女水泳教室・親子水泳教室の継続開催。 ⑧健康向上教室の開催。 ⑧少年スポーツ教室を開催。	④福祉課 ⑧生涯学習課	④児童館事業を実施し、児童の健全育成に従事した。 ④児童が安全に過ごせるように放課後児童クラブ事業を実施した。 ④放課後児童クラブ指導員の研修に積極的に参加した。 ④児童館運営審議会を開催した。 ④地域子育て支援拠点事業を町内2ヵ所で実施した。 ④児童館や子育て支援センターでイベントや教室・子どもフェスティバル（春・夏2開）を開催した。 ④子育て支援センターが作成する情報誌「のびのびめ〜る」を月1回発行し、HPに掲載した。 ④子育て中の親子が集い、憩える場として、子育て広場等を提供し、子育てに関する情報交換を行う場作りを推進した。 ④住民主体の地域包括ケア体制の推進として、生活支援体制整備事業において協議体を設置し住民主体の生活支援等の取り組みについて話し合った。 ④自治会の住民を対象に認知症サポーター養成講座を行った。オレンジカフェで認知症についての講話を定期的に行った。 ⑧個人戦のグランドゴルフ大会、ミニオリンピックでは、大人と子どもが一緒になって競技を行った。また、パークゴルフ場においては、パークゴルフ大会（個人戦）を開催した。併せてスポーツを知ってもらうための体験教室としてパークゴルフとソフトテニス無料体験を実施。自治会対抗グランドゴルフ大会は台風の影響で中止。 ⑧健康向上教室として、ライフステージに応じた（スポーツ、日常生活、高齢者）のストレッチ指導を実施。 ⑧小中学生を対象に陸上競技のオリンピックを招いてのスポーツ指導を実施。	④児童館事業・放課後児童クラブ事業・子育て支援センター事業の実施を通して、子育てに関する情報交換を行う場作りを推進するとともに子ども達の安全・安心な居場所を確保することができた。 ④児童館運営審議会を開催し、指導員と意見交換を行い、環境作りに努めた。 ④生活支援体制整備事業において協議体を設置し、住民主体の取り組みについて話し合うことができた。今後も継続的に話し合いを行い、具体的な取り組みを展開していきたい。 ④認知症サポーター養成講座を行い、サポーター11名を養成する事が出来た。今後も養成を続け、サポーター数を増やして行きたい。オレンジカフェで認知症についての講話を定期的に行うことで、認知症についての理解が少しずつであるが広がっている。 ⑧達成できた。
	発達段階に応じた性と健康についての意識の醸成	○性の尊重についての普及・啓発を行います。 ○性の尊重に関する教育を推進します。 ○エイズ・性感染症対策を推進します。	○JKビジネス等の問題について周知を行う。 ○各学校において性教育についての年間指導計画を作成し、発達段階に応じた性（生）教育の推進を図る。その学習内容について学校・学級通信等をとおして保護者への啓発を図る。	⑦各学校において性教育についての年間指導計画を作成し、養護教諭及び校外からのゲストティーチャーと担任とのTT学習等を通して学習内容の充実を図る。また、保護者参観において授業公開、学校・学級通信、保健だより等により保護者への啓発を図る。	⑦学校教育課	⑦各学校において性教育についての年間指導計画を作成し、養護教諭および校外からのゲストティーチャーと担任とのTT学習等を通して学習内容の充実を図った。 ⑦保護者参観において授業公開および学校・学級通信、保健だより等により保護者への啓発を図った。	⑦概ね達成できた

第2次築上町男女共同参画推進基本計画(実施計画)実施状況報告書

基本目標・基本方針	事業内容等				平成30年度事業評価		
	施策の方向	具体的施策	基本計画に基づいた具体的事業		担当課	事業の取り組み状況	評価
			平成29年度	平成30年度			
基本目標 4 多くの分野で女性が輝ける社会の実現							
1. 女性が輝ける職場づくり							
	均等な雇用及び待遇の確保	○職場における男女格差是正に向けた啓発を行います。 ○職場における育児・介護休業制度の普及・啓発を行います。 ○ハラスメント防止対策を推進します。 ○町職員における男女共同参画意識向上に向けた普及・啓発を行います。	○引き続き、性別に関係なく役割分担し、実行できるように啓発する ○経営、その他方針の立案及び決定に男女が平等な構成員となるよう普及・啓発を行う ○育児・介護休業制度の周知を行う	①引き続き、性別に関係なく役割分担し、実行できるように啓発する。 ②男女共同参画意識向上に取り組む。 ③経営、その他方針の立案及び決定に男女が平等な構成員となるよう普及・啓発を行う。	①総務課 ②人権課 ③商工課	①職員にメールやチラシ掲示で啓発を実施中。 ②職員研修の一環として、あすばるフォーラムに参加した。 ③町内の製造業の企業に「女性の大活躍で地域が変わる」、「女性大活躍自主宣言のススめ」の2種類の啓発資料を配布し、啓発を行った。	①啓発については実施出来た。理解がより深まるように今後継続実施したい。 ②あすばるフォーラムでは、男女共同参画に関する様々なテーマの分科会があり、関心を持ち参加できるため、意識向上が図れる。 ③啓発は行ったが、引き続き必要。
	企業等事業所における女性管理職登用の推進	○女性管理職登用について啓発を推進します。 ○積極的改善措置に関する情報提供を推進します。	○経営、その他方針の立案及び決定に男女が平等な構成員となるよう普及・啓発を行う。 ○役割分担意識にとらわれず、職務の配置が行われるよう啓発を行う。	②女性の意識改革の推進。 ③経営、その他方針の立案及び決定に男女が平等な構成員となるよう普及・啓発を行う。	②人権課 ③商工課	②キャリアデザインセミナーなどセミナー開催の周知を行った。 ③町内の製造業の企業に「女性の大活躍で地域が変わる」、「女性大活躍自主宣言のススめ」の2種類の啓発資料を配布し、啓発を行った。	②企業に対しては、現在のところ情報提供に留まっている。 ③啓発は行ったが、引き続き必要。

第2次築上町男女共同参画推進基本計画(実施計画)実施状況報告書

基本目標・基本方針	事業内容等				平成30年度事業評価		
	施策の方向	具体的施策	基本計画に基づいた具体的事業		担当課	事業の取り組み状況	評価
			平成29年度	平成30年度			
基本目標 4 多くの分野で女性が輝ける社会の実現							
2. 女性の能力向上やチャレンジの支援							
女性が希望する働き方を支援する相談体制・能力開発の充実	○女性の就業に関する情報提供を行います。 ○女性の再就職を支援します。 ○女性の能力向上とキャリアアップに向けた支援、相談の充実を図ります。	○国・県の補助事業紹介。 ○起業セミナー等の情報提供を行う。 ○セミナー等の周知を行う。	②セミナー等の周知を行う。 ⑨国・県の補助事業紹介 ⑨起業セミナー等の情報提供を行う。	②人権課 ⑨商工課	②町内各所にチラシを設置し、町民向けにセミナーの周知を行った。 ⑨京築地区4町（築上町、吉富町、上毛町、みやこ町）と4町商工会とで連携し創業支援セミナーを4回開催した。	②達成できた。 ⑨セミナーは開催したが、引き続き創業支援に取り組む。	
女性の起業支援及び起業促進	○起業支援に関する情報提供を行います。 ○起業を目指す女性の掘り起こしを行います。 ○女性の起業や企業経営に関して、男性の理解を促します。	○国・県の補助事業紹介。 ○起業セミナー等の情報提供を行う。	⑨国・県の補助事業紹介 ⑨起業セミナー等の情報提供を行う。	⑨商工課	⑨京築地区4町（築上町、吉富町、上毛町、みやこ町）と4町商工会とで連携し創業支援セミナーを4回開催した。	⑨セミナーは開催したが、引き続き創業支援に取り組む。	

第2次築上町男女共同参画推進基本計画(実施計画)実施状況報告書

基本目標・基本方針	事業内容等				平成30年度事業評価		
	施策の方向	具体的施策	基本計画に基づいた具体的事業		担当課	事業の取り組み状況	評価
			平成29年度	平成30年度			
基本目標 4 多くの分野で女性が輝ける社会の実現							
3. 男女がともにつくる活力ある地域							
農林水産・商工等の自営業における女性の経営参画の促進	○自営業等における女性の就労環境の是正について、普及・啓発を行います。 ○農業経営における女性の地位向上に向けた意識啓発を行います。 ○家族経営協定の普及・啓発を努めます。	○女性の就労環境の改善の啓発を行う ○認定農業者等における家族経営協定の普及・啓発	⑨女性の就労環境の改善の啓発を行う。 ⑩認定農業者等における家族経営協定の普及・啓発。	⑨商工課 ⑩産業課	⑨町内の製造業の企業に「女性の大活躍で地域が変わる」、「女性大活躍自主宣言のススメ」の2種類の啓発資料を配布し、啓発を行った。 ⑨京築地区4町（築上町、吉富町、上毛町、みやこ町）と4町商工会とで連携し創業支援セミナーを4回開催した。⑩築上町認定農業者連絡協議会及び築上町集落営農組織連絡協議会における研修会等をつうじて普及啓発を行った。	⑨啓発は行ったが、引き続き必要。 ⑩今後も引き続き、家族経営協定の普及啓発を行う必要がある。	
地域振興における男女共同参画の促進	○男女共同参画による6次産業体制の確立を推進します。 ○女性の活躍による特産品の開発やPR活動を促進します。 ○地域おこしやまちづくりを進めるために、男女共同参画を推進します。 ○男女共同参画による伝統文化の継承を推進します。	○女性の活躍による特産品の開発やPR活動を促進します ○福岡県農山漁村振興等総合対策事業費補助金（直売所を拠点とした地域の元気づくり事業）を活用し、6次産業化体制の構築と特産品開発及びPR活動を実施 ○町内66自治会に対して、創意工夫のもと実施される地域の特色ある活動を支援するため、自由度の高いまちづくり交付金を交付している ○地域おこし協力隊（女性）の任期後の活動をサポートするなど、男女がともに地域活性化へ取り組みやすい環境に向けた支援を行う ○文化財保存団体へ支援を行う。	⑤平成30年度は町内66自治会を対象とした、まちづくり交付金として当初予算に18,210千円計上している。（※平成30年度当初予算は暫定予算のため、6月補正で18,210千円追加計上予定） ⑤地域おこし協力隊員に対しては、任期後の情報提供等、フォローを継続していく。 ⑧文化財保存団体へ支援を行う。 ⑨女性の活躍による特産品の開発やPR活動を促進する。 ⑩福岡県農山漁村振興等総合対策事業費補助金（直売所を拠点とした地域の元気づくり事業）を活用し、6次産業化体制の構築と特産品開発及びPR活動を実施。	⑤企画振興課 ⑥都市政策課 ⑧生涯学習課 ⑨商工課 ⑩産業課	⑤町内66自治会に対して、創意工夫のもと実施される地域の特色ある活動を支援するため、自由度の高いまちづくり交付金の交付を継続した。 地域おこし協力隊（女性）は任期後に築上町に定住しており、H30年度に築上町地域おこし協力隊起業支援補助金を活用し、就職や起業に係るサポートを行っており、今後も定住に向けた継続的な支援を行って行く。 ⑧文化財保存団体（国指定文化財7団体、県指定文化財1団体、町指定文化財3団体）へ補助金を交付し支援を行った。 ⑨町内の製造業の企業に「女性の大活躍で地域が変わる」、「女性大活躍自主宣言のススメ」の2種類の啓発資料を配布し、啓発を行った。 ⑨京築地区4町（築上町、吉富町、上毛町、みやこ町）と4町商工会とで連携し創業支援セミナーを4回開催した。⑩福岡県農山漁村振興等総合対策事業費補助金（直売所を拠点とした地域の元気づくり事業）を活用し、6次産業化体制の構築と特産品開発及びPR活動を実施した。	⑤基本計画に基づいた具体的事業については、概ね実施出来ているものとする。 ⑧達成できた。 ⑨啓発は行ったが、引き続き必要。 ⑩平成30年度に築上町農林業元気づくり協議会内にきくいもクラブを設立し、代表は女性が行っている。 ⑩女性農業者の活躍促進事業要望があり、商品改良の支援を2019年に実施予定。	

第2次築上町男女共同参画推進基本計画(実施計画)実施状況報告書

基本目標・基本方針	事業内容等				平成30年度事業評価		
	具体的施策	具体的施策の内容	基本計画に基づいた具体的事業		担当課	事業の取り組み状況	評価
			平成29年度	平成30年度			
計画の実現に向けて							
1. 計画の推進体制の充実							
	計画の進行管理	○各担当課が実施計画の評価を行い、報告書を作成します。 ○計画の進捗状況を審議会へ報告を行い、計画の進捗状況の確認、評価を行います。 ○町の取組の進捗等を分かりやすくまとめ、その結果を公表します。 ○社会の状況や取組の進捗に合わせて、必要に応じて計画の見直しを行います。	○第2次築上町男女共同参画推進基本計画（実施計画）の平成29年度状況について、関係各課に事業照会を行い、審議会に意見を求める。 ○取組状況をHPで公表する。	②第2次築上町男女共同参画推進基本計画（実施計画）の平成30年度状況について、関係各課に事業照会を行い、審議会に意見を求め、町長に報告する。 また、取組状況をHPで公表する。	②人権課	②年度初めに関係各課に事業計画を提出してもらい、2月に事業の取り組み内容とその評価について、報告書を提出してもらった。 審議会においての意見を町長に報告し、HPに掲載予定である。	②計画通り実施出来ている。
	町民、関係団体、事業者との連携	○町民一人ひとりが計画の推進に主体的に参画できるよう、積極的に情報を提供し、連携・協働を進めます。 ○関係団体との情報交換を図り、連携強化に取り組みます。 ○町内の事業活動に関し、男女共同参画の実現を目指し、積極的に情報を提供し、連携・協働を進めます。	○男女共同参画に関する資料やチラシ等が男女共同参画の実現につながるよう、推進する。	②男女共同参画に関する情報（セミナー、講演会等々）を町民が得られるよう関係団体と連携を図る。	②人権課	②啓発コーナーに図書やチラシを設置し周知啓発を行い、図書の利用者也増加した。 また、男女共同参画に関する講演会など築上町男女共同参画ネットの協力を得て周知を行った。	②様々な方法での周知啓発が必要である。

第2次築上町男女共同参画推進基本計画(実施計画)実施状況報告書

基本目標・基本方針	事業内容等				平成30年度事業評価		
	具体的施策	具体的施策の内容	基本計画に基づいた具体的事業		担当課	事業の取り組み状況	評価
			平成29年度	平成30年度			
計画を実行するために							
2. 町職員一人ひとりの意識の醸成							
意識変革に向けた職員研修の実施	○女性職員に対する能力向上のための研修機会を確保します。 ○ワーク・ライフ・バランスに関する意識変革を促す研修機会を確保します。 ○人事評価において、公平で適切な評価が行われるよう、管理職等を対象とした研修機会を確保します。	○男女共同参画センターあすばる等で行われる研修会の周知を行う。 ○人事評価制度で適切な評価が行われるように面接スキルアップ研修等を開催する。	①研修計画に基づき管理職対象の研修を実施する。 ②男女共同参画に関する研修会等への参加を推進する。	①総務課 ②人権課	①ワーク・ライフ・バランスの意識改革のため、年休取得について管理職に研修を実施。 ②研修会の周知を行い、参加を推進した。また、参加した研修、セミナーでの内容を広報紙に掲載し、啓発を行った。	①意識改革に向けて研修を実施できた。 ②実施できた。	
特定事業主行動計画に基づく、勤務環境の整備	○男性職員に対する育児休業取得を促進するとともに、取得しやすい職場環境づくりに努めます。 ○育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰を支援します。 ○超過勤務を減らすため、事務処理の簡素合理化を推進します。	○該当者や所属長に取得推進の啓発を行う。 ○様式等を再検討し、事務の効率化を推進する。併せてノー残業デーを推進し、意識の改革を図る。	①該当者や所属長に取得促進の啓発を行う。 ①所属長にタイムカード出勤退勤時間を把握してもらう。併せてノー残業デーを引き続き推進し、意識改革を図る。 ①事務の見直しを行い効率化を推進する。	①総務課	①所属長へ出勤退勤の時間を把握してもらうため、タイムカードの確認をお願いした。 ノー残業デー実施の周知を継続して行った。	①啓発の周知が出来たが、事務の改善による効率化はできなかった。	